

第15回世田谷区農業委員会総会

日：平成30年10月31日（水）

場所：世田谷区役所第二庁舎第3委員会室

第15回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成30年10月31日（水）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第二庁舎第3委員会室

出席の委員：会長職務代理者 穴戸幸男、池亀宏、田中宏和、苅部嘉也、田中光男、橋本隆男、永井潔、山崎義清、高橋敏昭、佐藤満秀、上野博、渡邊武彦、森安一、三田浩司、高橋良治、佐藤治雄、山崎節彌、諸星養一、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：会長 高橋昌規

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 會田航、主事 湯本由美、市街地整備課区画整理担当係長 岩本、主事 長谷川

午後 3 時開会

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第15回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長職務代理者あいさつ)

本日は高橋会長が欠席されておりますので、穴戸会長職務代理に議長をお願いいたします。職務代理、よろしくお願い申し上げます。

穴戸会長職務代理者 議事に入る前に、本日、高橋会長が欠席されておりますが、ほかの委員の皆様は全員出席ということで、総会が成立していることを報告申し上げます。

次に、本日の署名委員でございますが、橋本隆男委員、永井潔委員にお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

本日は、特例として次第5の協議事項(1)土地区画整理事業の施行に伴う農地の取扱いについてから協議したいと思っております。

事務局から説明をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。

次第5の協議事項(1)にありますお手元の資料No.3、土地区画整理事業の施行に伴う農地の取扱いについてに基づき、本日、農業委員の皆様にご意見照会をお願いいたしたく、区画整理担当職員に出席いただいたところでございます。

都合により議事の順序を変更することをお許しいただき、世田谷区農業委員会総会会議規則第8条の規定による関係人の出席と発言について、議長の許可と委員の皆様のご同意をお願いいたします。

穴戸会長職務代理者 ただいま事務局からご説明があった件について、世田谷区市街地整備課職員2名の出席と発言することにご同意いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

穴戸会長職務代理者 異議なしということですので、出席と発言を許可いたします。

それでは、区画整理担当職員より、土地区画整理事業の施行に伴う農地の取扱いについてのご説明をよろしくお願いいたします。

岩本係長 改めまして、私は世田谷区役所の区画整理担当係長の岩本と申します。本日は、お忙しい中、お時間をおとりいただきまして、ありがとうございます。

今回、実施いたします土地区画整理事業とは、道路や公園といった公共施設の整備改善

と宅地利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更や公共施設の新設等を行う事業です。土地区画整理事業では、道路、公園の整備や事業費を賄うために売却する保留地を設けていますので、もともとの土地は減少いたしますが、土地の単価価値を向上させることで事業実施前後の財産価値が同一になります。なお、世田谷区で行われてきた土地区画整理事業は地権者の発意によるものが大半を占めております。

今回のような生産緑地を活用した土地区画整理事業を実施いたしますと、農地の一部は減少してしまいます。しかしながら、農地としての接道条件がよくなることで土地の価値が高まり、相続時にも全ての農地を手放すのではなく、その一部を売却するだけで生産緑地の大半を維持し、営農を継続できる可能性が高まります。

次に、今回、農業委員会に対しまして意見照会をした理由を説明させていただきます。土地区画整理事業は土地区画整理法に基づく事業認可を申請するに当たりまして、その内容についての事前協議を書面で実施し、事業に対する意見照会を行います。区の関連部署には、市街地整備課より意見照会をしておりますが、独立した行政委員会である農業委員会へは別途意見照会させていただいており、今回、総会でご議論いただくことになりました。

（該当地について、経過及び概要等について説明）

説明は以上となります。

穴戸会長職務代理者 どうもありがとうございました。

この件について、現地を調査されました佐藤治雄委員、調査結果の報告をお願い申し上げます。

佐藤（治）委員 10月18日に事務局2名と現地で さんにお会いいたしまして、幾つか聞いてまいりました。

まず、農業経営ですけれども、 さん1人で行っているということでございます。

次に、作っていた農作物ですけれども、写真にもありましたけれども、私が行った10月18日は、里芋とかネギ、菊、そういうものが作ってありました。もう少し早い時期ですと、ジャガイモとかトマト、ナス、そういうものを作っていたそうでございます。それと、奥の方へ入っていきますと、植木、ツツジとかサツキ、ツバキ、モクセイとか梅が植わってありました。作ったものは、畑の道路の際にある直売でみんな販売をしてしまうということでした。写真にもあったように、畑は大変よく管理されていたと思います。奥の方の植木もきちんと手入れがしてありました。

当日は、道路になる部分だけはプラスチックのひもを張って、ざっとですけれども、位置が分かるようになっておりました。

そして、　　さんに聞いたんですけれども、土地区画整理事業が完了した後も、引き続き営農をしたいというご意見でございました。

私からの報告は以上でございます。

宍戸会長職務代理者　ありがとうございました。

この件についてご質問等ありましたら、お願いいたします。

菅沼委員　これは開発行為になるんですよね。

岩本係長　これは開発とは違いまして、土地区画整理法による土地区画整理事業になります。

菅沼委員　開発にならないんだ。

岩本係長　はい。

菅沼委員　もう1点、建築基準法の道路が右方にありますよね。脇の方に。それで、なおかつ、これを区道にこれからも認めるということですよ。

岩本係長　今回、土地区画整理事業で作ります道路につきましては、区道に認定する予定です。

菅沼委員　横に建築基準法の道路があると、区としてはなかなか認めない場合があるんですけども、こういう場合は、これからも認めていくという方向性でいい訳ですね。

岩本係長　こちらにつきましては、土地区画整理法で、土地区画整理によって作られた道路につきましては、その自治体に帰属する、最終的には区のものになりますので、土地区画整理法という法律のもとで作られた道路につきましては、区道にいたします。

高橋（良）委員　ちょっと分からないので聞きたいんですけれども、さっき言った畦畔の部分がありますよね。その部分というのは、例えば、普通に考えると両側の話し合いをやると思うんですけれども、この場合、世田谷区が全部このまま道路として使用するみたいな形になっているんですけれども、その扱いというのはどういう形でやっているんですか。

岩本係長　この畦畔につきましては、平成16年4月に財務省から地方分権の一環として区に移管されましたけれども、まず、まちづくりとか新たに作る道路を優先して使うと。区の内部会議等にかけて、万が一、区の方で使用する用途がなくて、近隣の面している方から売り払いの要望があったときに、区の方で使う用途がない場合に限って売り払いとい

うことをしております。

高橋（良）委員 今回の場合、たまたまウイン・ウインの関係になった訳ですか。

岩本係長 そうですね。新しい区道ができますので、その敷地の一部とするということになります。

高橋（良）委員 そうすると、隣の人も文句を言ってこないということなんですね。

岩本係長 周りの方につきましては、きちんと施行者から説明して納得いただいております。

高橋（良）委員 それともう1つ、生産緑地地区がほとんどになっていますよね。納税猶予の適用地が m^2 あって、最終的には m^2 ぐらいに減ってくるのは、その辺は問題ないということなんですか。

岩本係長 土地区画整理事業の仕組みといたしまして、全ての宅地を減歩という形で面積が減ってしまうものですから、例えば、ほかの家が建つような宅地とか生産緑地も含めまして、全て同じ率で面積が減ってしまうものですから、これにつきましては、特に問題はございません。

高橋（良）委員 これは多分寄附だと思うんですけども、寄附という形をとって道路にするから、そういう形が成り立つという意味なんですか。寄附じゃないんですか。

岩本係長 もともとあった土地が新しい場所につけかわると、そのときに面積が減ってしまうということになります。

高橋（良）委員 この道路というのは、世田谷区で作るんじゃないんですか。

岩本係長 これは事業者が作ります。

高橋（良）委員 作って、世田谷区に移管するという形なんですか。

岩本係長 そうです。

高橋（良）委員 そのためにこの宅地のところを売り払って、それで費用にするという意味なんですか。

岩本係長 そうです。

高橋（良）委員 分かりました。

諸星委員 事業の目的および概要の中に「整形化などを図り営農環境を向上させることにより」というふうに書いてあるんですが、こういう区画整理事業がなくても、現状のままでも営農環境というのは基本的には保たれているのではないかと思うんですが、その点はいかがなんでしょうか。

岩本係長 施行者の方は植木関係のこともやっておりますので、トラックとか農業の機械を入れるのが結構大変だということもありますので、今回、道路ができることによって、そういう搬入もしやすくなるというメリットがあるということです。

諸星委員 分かりました。

穴戸会長職務代理者 ご質問はよろしいでしょうか。

では、審議に入らせていただきます。

まず、審議に入る前に市街地整備課の職員の皆様には退室していただきます。なお、審議の結果につきましては、後日、文書にて申請者に回答いたします。

市街地整備課の皆様、ご苦労さまでございました。

〔市街地整備課職員 退室〕

穴戸会長職務代理者 それでは、意見なしとして申請者に報告することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

穴戸会長職務代理者 異議なしの言葉がございましたので、それでは、意見なしということで申請者に報告することといたします。

以上をもちまして、協議事項(1)を終了いたします。

それでは、通常どおりの議事進行に戻ります。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

今回は、(1)の第1号議案及び(2)の第2号議案はともにございませぬ。

(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが1件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。

1件ございますので、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。お手元の資料No.1をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

穴戸会長職務代理者 では、この件について調査されました田中宏和委員、調査結果の報告をお願いいたします。

田中（宏）委員 10月17日に現地に行ってまいりました。事務局2名の方とJAの方も1名来ていただきました。ご本人の さんと さん、 さんも一緒に立ち会っていただきました。

結構広い土地なんですけれども、基本的にはご自宅に隣接している畑と、そこから約メートル離れた畑、この2つを合わせて m²という畑の数字になります。基本的には、今現在栽培しているのは大蔵大根、こちらをほぼほぼメインで、あと長ネギ、カブ、ニンジン、コマツナ、ハウレンソウといったものを栽培していました。皆様ご存じだと思いますが、 さんはとてもよくお仕事をやられている方なので、肥培管理等はとてもすばらしかったです。

以上です。

宍戸会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

宍戸会長職務代理者 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

宍戸会長職務代理者 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。1件ございますので、事務局から説明お願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.2をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

以上でございます。

宍戸会長職務代理者 この件について調査されました渡邊武彦委員、調査結果の報告をお願いいたします。

渡邊委員 10月17日、事務局2名と伺いまして、ご本人の さんは近々に脳梗塞になられていまして、今、軽い散歩でリハビリ中ということですので、直接農作業ができる状況ではありません。そのため、 さんという方が立ち会っていただきました。

先代の　　さんという方が亡くなられてまして、その当時はすごく立派なブドウ園で、この農地を半分処分しまして、ちょうど処分したところにピオーネという品種がメインで1本あるんですけども、根本近くを半分処分したために、木の樹勢が全然衰えちゃっている状況なんです。日当たりが悪い方を残した関係で、全く以前と状況が違って、　　さんも年中畑に出ているような状況でなくて、後程のパトロールのときにも触れる話になるんですけども、実は私が受け持っている40件近くの農家の中で、雑草の処理がほとんどされていないのが4カ所ぐらいあるんですけども、そのうちの1件なんです。消毒とか冬場の枝の剪定なんかも最近はきちんとされていない、なおかつ、下草が年間を通してかなり、雑草が生えちゃっているような状況にもなっていて、今回、台帳からは、今年調査入るのは私も分かっていたので、事務局が来るからもうちょっときれいにしておいてくれというようなことも伝えたんですけども、上っ面だけちょっと刈り込んだような状況で、夏場から思えば少しきれいになっていたんですけども。実はそんな状況です。

もう少し草を刈ってきれいにしてくれということだけは伝えたような状況なんです。

宍戸会長職務代理者　ありがとうございました。

この件につきましてご意見等がございましたら、お願いいたします。

事務局　今、渡邊委員からお話しいただいた話、事務局としても、高橋会長にお力添えをいただきながら個別に指導していくという部分については、今後ご協力お願いしたいと思っておりますので、事務局から補足説明させていただきます。

高橋（良）委員　これは納税猶予を受けているんですか。

事務局　今回、引き続きの案件で上がってきているところなので、受けています。その部分、おっしゃるとおり、最近、国税の税務署が個別に納税猶予のかかっているところに回っていらっしゃるという話も聞いています。そういう話もあるということも含めて、渡邊委員、一緒にご協力しながら、会長の方も、一緒に入らせていただくということも含めて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

宍戸会長職務代理者　今、事務局の方からお話もございましたが、　　さんの方にご意見しながら、どうか通せるような形をとりたいとは思いますが、採決しなくちゃいけませんので、ここで採決させていただきますが、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

真鍋委員　今、是正してもらおうように、最後、検討しますと言ったじゃない。検討じゃないのよ。至急に対応しますと言ってくれるなら、手を挙げられると思うんです。だから、

会長とよく相談して、至急対応して下さいよ。そのことを条件に発行するならと思います。お願いします。

事務局 かしこまりました。

上野委員 1つ、余談でつけ加えていいでしょうか。先程の税務署の件がありますけれども、私は体験しました。3年前の5月に父を亡くして、父の農地を母が納税猶予で受けて、実は今年の5月中旬にいきなり来ましたね。何の連絡もなく。身分証で、国税の者です、申し訳ありませんが、これからこの納税猶予の土地の審査をいたします。所有者の方、まことに申し訳ありませんが、お立ち会い願いますと言って、ずっと説明をされました。ただ、運がよかったのは、ちょうど5月の中旬だったので、いろんな夏物とかをいっぱい植えていたので、これはここでやっていますと。とにかく使用状況をちゃんとやっているか見に来ました。何の連絡もなしに、抜き打ちでいきなり来ました。ですから、先程言われたことは本当です。

確かに、私たち農業委員が忖度しても関係ないです。国税は情け容赦ないです。だめと言ったら、ここはだめだとやると思います。これは現実にあります。私自身が経験しちゃったもので。これは1つ、つけ加えます。

高橋(良)委員 私も条件つきということであれば、挙手できるかなと思っています。

穴戸会長職務代理者 では、事務局と高橋会長にお願いしまして、なるべく通るような形にさせていただくような形で進めたいと思いますが、挙手でよろしいでしょうか。済みませんが、挙手をよろしくお願いします。

(賛成者挙手)

穴戸会長職務代理者 ありがとうございます。賛成多数ということで、証明書を発行することにいたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)は終了しておりますので、(2)の平成30年12月の総会日程(案)についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明お願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.4、平成30年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧くださいと思います。

次回の総会開催日時につきましては、11月30日金曜日午後3時から、会場は区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室にて開催されることが決定しております。

12月の開催日時につきましては、12月26日水曜日午後4時から、会場は区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

穴戸会長職務代理者 この件につきましてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長職務代理者 それでは、12月の開催日時については原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

穴戸会長職務代理者 賛成をいただきましたので、開催案のとおりに決定いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、(1)農地管理推進月間を終えてということで、今年も9月から10月にかけて、農業委員の皆様におかれましては、行っていただきました農地パトロール終了後、委員の皆様から気づいた点等を10月の総会にてご報告していただきたいということで、このたびお願いしていたところでございます。今年のパトロール時期は、特に前半は猛暑続き、後半は台風や雨天続き等、厳しい天候状況の中、たくさんの農地を回っていただきまして、本当にありがとうございました。皆様が農地パトロールを行っていただいた中での感想や気づいた点等、それぞれご報告いただきながら情報を共有し、改善点や来年への申し渡し事項がございましたら、この機会にぜひご報告いただければと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

穴戸会長職務代理者 委員の皆様、厳しい天候状況の中、農地パトロール、本当にご苦勞さまでございました。

それでは、農地パトロールの感想、状況、気づいた点等を池亀委員から佐藤治雄委員まで、順番に一言ずつ述べていただきたいと思います。質問等は、全員からご報告いただいた後に一括して頂戴いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、池亀委員、よろしくをお願いいたします。

池亀委員 例年どおり、10月に入ってから農地パトロールをさせていただきました。皆さんも同じかと思いますが、きれいにしている方は昨年も今年もきれいで、そうじ

やない人は、昨年したときにも注意その他はしておるんですけれども、いま一つ。先程の
さんの例ではないですけれども。

それと、もう1件、前にこちらの総会にかけさせていただいた さん、お住まいは世
田谷区外の方のところなんですけれども、本人にはお会いしていないんですけれども、南
方の3分の1ぐらい植木は伐採してあって、前回から見れば、多少きれいになっておりま
した。

あと、農地パトロール、何十件とあるんですけれども、やはり肥培管理がしっかりして
いないところを中心に、これからもやっていきたいと思います。

以上でございます。

田中（宏）委員 自分も10月に入ってからパトロールをさせていただきました。基本的
に去年とほぼほぼ、パトロールしてみた感じは、肥培管理に関しては、皆さん、ちゃんと
やられているなという感じです。この時期になると、もう冬野菜だったり、あとは栗だっ
たり、そういったものを植えているんですけれども、そこもちゃんと草もきれいに刈られ
ているので、今年も問題なかったなと思っています。

以上です。

苅部委員 私は9月中旬から末にかけて回りまして、ちょっと気になったところが1件
だけあったものですから、それを10月、おとといぐらいにもう1回、見に行きました。そ
の方は、共有で持たれているんですけれども、ちょっと畑を見たら、9月中は雑草だらけ
で何も植わっていないなという感じだったんですけれども、おととい行ったときには雑草
は全部刈ってしまして、きれいな更地になっていました。ちょっと気になったのが、畑は
あるんですけれども、やっているといえますか、里芋を1畝だけ10株ぐらいしかやってい
ないんですけれども、それで畑をやっていると言っていいのかなというのが気になった感
じです。あとは全部更地になってしまして、そこだけ里芋が植わっていてという感じがあ
ったので、それはどうかかなと思ったという感じです。

田中（光）委員 私も10月19日から25日の間、約30件行ってきまして、台風の被害が結
構多かったということで、苗物が飛ばされたり、ハウスが半分倒れたりというところも、
台風の被害を結構聞きました。

概ね肥培管理はよかったんですけれども、ただ、1件だけ、前に職務代理と一緒に行っ
てもらった方の農地なんですけれども、今年の2月に引き続きの証明願を発行してもらっ
たんですけれども、まだ夏野菜の残渣が残っていたり、雑草が茂っていたりで、かなりひ

どい状況でした。何度か訪問したり、電話したりしたんですけれども、本人とはまだ会っていないので何とも言えないんですけれども、今後また、事務局なり職務代理と一緒にあったり、経過を見たいと思います。1件だけひどいところがありました。

以上です。

橋本委員 私も10月になってからパトロールを回らせていただきましたけれども、台風24号の影響で、かなり丈夫なハウスが潰れているところもありまして、あとは、皆さん、あれでナスが終わっちゃったみたい。それだけじゃなく、台風の風の影響だと思うんですが、いろんなところはかなり被害があったということでした。

それと、私の見ているところで、1件、夏野菜が終わった後に脳梗塞で倒れられたという方が1人いらっしゃいまして、幸い軽くてよかったんですが、左半分が見えなくなっちゃったので車が運転できないということで、これからその農地がどうなるか、ちょっと心配なので、見守っていきたいと思います。ほかのところは、去年とそんなに変わりはありませんでした。

以上でございます。

永井委員 私は、9月10日前後に全農地を1回、回らせていただきました。そして大体、それを見てもみると、一生懸命やっている方は、例えばトマトとかキュウリはもう全部終わっちゃっているんです。一生懸命やっている方はもう全部片づけて、耕うんしてあって、次の作付準備をされているんですけれども、やはり農業に対する意欲というんですか、耕作する気の入っていない方というのは、残菜が残っていると同時に、そういう畑に限って雑草が結構多かったという現状がございます。

見てみますと、私の管内で三、四件ありましたので、10月の約1カ月後、今月の10日前かな、もう1回、私の目に余ったところだけ見てまいりました。やはりだめなところが1件だけありまして、ほかのところは、皆さん、農地らしい感じになっていましたけれども、1件だけは私、直接参りまして、そろそろいいかげんにしてね、トマトとかキュウリを全部片づけて、草も刈っておいてよ。そこの畑もやはり納税猶予を受けているものですから、先程から話が出ていますけれども、自分たちの決裁ではできない、税務署が来たら期限の確定になる可能性がありますから自己責任でやって下さいと、やわらかい言葉でそういう話をしてまいりました。

以上です。

山崎（義）委員 私は、岡本、大蔵山谷という地域なんですけれども、ここは割とまだ

たくさん畑が残っているので、昨年とほとんど同じで、ちょうど10月10日前後に行ってきたんですけれども、栗畑は栗畑で色がつき始めた状態でしたし、冬野菜への切りかえも、昨年よりはきちんとできていたなとは思っております。ただ、1件だけ、これはまた事務局と相談しなきゃいけないんですけれども、家屋敷にくっついている畑があるんです。小さな生産緑地なんですけれども、周りに果樹は植えてあるんですけれども、真ん中がネギとか自分のところで食べるものを植えてある程度で、余り管理状態はよくないなと思います。あとは、皆さん、自宅で販売したり、ファーマーズに入れたりということで、割と一生懸命やっている地域だと思います。

以上です。

高橋（敏）委員 16件、20カ所ぐらい回ってきまして、やっぱり夏の片づけが終わっていないところ、草が生えているところ、秋の野菜がちゃんとできているところ、あと、台風でハウスが破れているところがありました。あと、1件、納税猶予を受けていないんですけれども、生産緑地で、梅の木をペレットにして積み上げてあったんです。それがちょっと気になったので、また見に行こうと思います。

以上です。

佐藤（満）委員 平成30年の台風24号、大きいのが来まして、その24号が日本を縦断というか、日本本土を通過した後、翌日、吹き返し等の影響がない日にパトロールを実施しました。自宅もそうなんですけれども、自宅の圃場で定植を既にしてあった花野菜、キャベツ、ブロッコリー、白菜とか長ネギ、葉物であるコマツナとかホウレンソウ、コカブ等は、全滅とは言わないまでも、かなりダメージを受けたような状況でした。六、七割はやらねちゃったんじゃないでしょうか。ただ、空畑にしておくよりはということで、またそこに多少植樹したり、播種したりして対応しましたけれども、最近になって、それも少し伸びてきたので、どのぐらいまで成長するかは分かりませんが、今、自宅ではそんな状態です。

この台風が来たからということではないんですけれども、地区のパトロールの期間が重なっているものですから、被害状況と管理状況の両方をあわせてパトロールをしに行こうということで、担当農家を回らせていただきました。肥培管理については、腰の高さぐらいまで雑草が繁茂している農家さんも数件見られました。会えた人にはお話を聞きましたけれども、大きな台風が来て、その後、また24号が来て、海上には、エルニーニョにより、海水温が上がっちゃって、次から次へと台風が発生しそうになっているということで、戦

意喪失みたいになっちゃって、幾らやってももうだめなんじゃないのみたいな、どうしていいか分からないというような、地球の温暖化なんかは我々には分かりませんが、そういうのが続くとすれば、毎年毎年、夏は40度ぐらいが当たり前になって、ゲリラ豪雨は来るし、台風の風速もますます上がってくるといって、もうお手上げになるというような話で、みんながっかりしているような感じでした。

大方の感想はこのようなものですが、実際に会ってお話しできなかった人もいましたが、会って、どんなものを作っていて、このように思っているよという内容については、別紙の活動記録カード、対応者名と私の記したカードとメモがありますので、これはお渡ししようと思います。

以上です。

上野委員 10月4日と5日の2日間かけて、19カ所見てまいりました。私は、今まで自分が農業委員じゃないときは、とにかく雑草とか、そっちばかり頭にいていたんですけども、去年から1年間の中で、やはり営農、実際に使っているということが大事だということを知りましたので、今回、特にそこを重点的に見てまいりました。

その中で、肥培管理においては、びしっとやっているところ、また、人手が足りなくて少し雑草のある家もありましたけれども、1つ言えるのは、19カ所のうち18カ所は、少なくとも人の手が入って、ちゃんと活動していました。例えば夏物が残っていても、次にちゃんと新しくキャベツとかが植えてあったり、家の力によって雑草の量なんかは差がありましたけれども、どう見てもめちゃくちゃ広い空き地みたいな状態のところはありませんでした。

ただ、この中で、見た目はきれいだけれども、とても問題だなというところが1カ所だけありました。農業委員になる前から知っていたところなので、その方がやるのは、8月の後半になると、多分、農協にも頼むんでしょうね、トラクターできれいに全部刈っちゃうんです。でも、その後、何もしなくて、ある程度草が大きくなると、またトラクターが入ると。見た目はすごくきれいです。そんな状態で、今回はさすがにこれはまずいと思ったので、直接お会いして話しました。これはまずいと、幾ら何でも、あなたがやっていることは、はっきり言って生産緑地の趣旨に反すると。それともう1個は、私自身、たまたま今年の5月に税務署がいきなり来ましたよね。私も、これは本当にやっているのかと身をもって。ですから、自分の体験を話しました。農業委員は、私どもは何の権限もないから、ただお願いするのが精いっぱいですと、ただし、申し訳ないけれども、別の人たちも

見ていますよということだけは言っておいて、とにかく何かやってくれということだけはお願いしました。

以上です。

渡邊委員 10月9日から、ちょうど1週間ぐらいかけて、私の地区は、地元の野毛と、メインが等々力です。等々力は農家さんがかなりあるのと、あと玉堤というところなんですけれども、40件ほどで、農地の場所になりますと、その3倍近くあるんですけれども、その中でも、先程申し上げましたように、4件ほど、先程のブドウもそうなんですけれども、あと、今年から納税猶予ということで、等々力の1件の農地が、生産緑地の立て看板は建っているんですけれども、まず、道路から高台に畑があるんです。そこへ目隠しの植木が密集して並んでいまして、立て看板が全然見えないような状況なんです。ですから、今年伺ったときも、作物がちょっと少ないとか、あとは雑草が多いということで、お願いしたんですけれども、また近いうちに、どんな状況かということで、もう1度伺いたいと思うんです。

あと2カ所というのも、1カ所は等々力の駅からそんなに遠いところじゃないものから、人が頻繁に通るんですけれども、夏冬構わず、一応ミカンの木が本ほどあるんですけれども、ミカンを植えて間もないんでしょうけれども、下手すると、ミカンを越しちゃうぐらいの雑草になっちゃうものですから、そちらは何回伺っても、インターホンを押そうが何だろうが出てこないようなところが1件です。

あと、玉堤で、昨年、事務局から台帳をいただいたときにも、全く農地を作り変えるというか、作物を全部変えるというようなコメントをいただいて、昨年見たときは、やはり何も植わっていなかったんです。そのままだったんですけれども、今年行きましたも、雑草だけは刈り込んで、刈り込んだままにしたのが枯れているような状態が1カ所ございました。

それ以外の農家さんにつきましては、皆さん、非常にきれいに作物も立派に作られている。ですから、皆さんおっしゃられるように、本当に管理がきちんとされているところと、いいかげんと言ったらあれですけれども、すごい差があるように今年も感じました。

以上です。

森委員 私の担当は喜多見西部、喜多見山谷地区9件を担当しています。1回目の圃場パトロールは、9月16日に行いました。今年は8月中旬から9月初旬にかけ、台風が連続で来ましたので、今年は2週間ぐらい遅らせました。その後、天候がまだ余りよくない日

があったのですが、ほとんどの畑は片づけ、除草、耕うんされ、8件はきれいな畑で、肥培管理も良好でした。1件だけ片づけ、草取り、耕うんの遅れている畑があり、一応1カ月くらい様子を見ることとし、10月16日に畑を見に行き、確認したところ、片づけ、除草、耕うんされ、肥培管理は良好になっていました。

以上です。

三田委員 今年初めて農地パトロールをやらせていただきました。9月28日から10月中旬まで、何回かに分けて回って、私の担当が深沢の東部地区と西部地区、それから中町になります。

まず、全体的な感じなんですけれども、個人的な感想なんですけど、非常に勉強になりました。すごくきちんとやられているところがあって、自分の姿を見て、少し恥ずかしくなったということで、ちょっと頑張らなくちゃいけないと感じた次第です。

ただ、気になったところは2点ありまして、1つは、植木畑にしているところが比較的多いんですけれども、そのときに、つる草みたいなものが植木の上を覆っているということが、残念ながら、数カ所見られたということです。それから、もう1つは、先程のご指摘もあったように、広大な農地の一部は耕しているんですけれども、あとは何もやっていなくて、しばらく起こしてもいない。そういうやり方もあるのかもしれませんが、そのままになっているようなところが2カ所あって、そういうところが気になったところがありまして、これは引き続き見ていくような形にしたいと思っています。

以上です。

高橋（良）委員 私は、今回、期間を大分遅くしてもらったおかげで、台風だとか、いろんな雨の影響で、10月20日になって、やっと行けたような状況でした。

それで、毎回感じていたんですけれども、だんだん雑草が多いというか、雑草しかないような畑が増えてきたような感じもしております。視点としては、私の場合は、雑草があってもいいんですけれども、物を作っているかどうかというのを判断基準に見たいなと思って、そういう形でやっているんですけれども、やっぱり雑草ばかりで、作った形跡も余り見られないというのが2件くらいあって、1件の人とは、その後、会って話のできたので、少し改善されつつあるということで、ちょっと様子を見たいなというのが1件あります。

もう1つは、脳梗塞だったか心筋梗塞だったか、どっちだったか忘れちゃったんですけれども、病気を得て入院された後、事務局と1回回ったところなんですけれども、そのと

きには一生懸命やるという話だったんですけれども、実際行ってみると、ほとんど何もされていなくなってしまった状況のところも1件ありました。その辺がこれからだんだん増えてくるんじゃないかなと。そうした場合、何か手助け、生産緑地、あるいは納税猶予を受けているところだとなおさらなんですけれども、何か農地としてやっていってもらわないと、うちらも立場的にもまずいし、何かそういう方法も考えなくちゃいけないなというのは感じてきました。

それともう1件、ちょっとこれはまずいなと思ったんですけれども、確か納税猶予を受けていると思ったんですけれども、農地のところに、前面の道路の資材置き場として使われちゃっているところがあったんです。それは本人には言っていないんですけれども、先程ちょっと事務局とも話して、これはまずいから、早急に何かしないといけないねという話はちょっとしたんですけれども、そういうところが出てくるのは、納税猶予、あるいは農地として意識が低いのかなというものも感じられたので、もうちょっとその辺も教育じゃないんですけれども、やっていかなくちゃいけないのかなということがありました。

それともう1つ、事務局の方をお願いなんですけれども、今回初めて出てきた物件というか農地のところで、共有物件とかになっている部分があるんですけれども、誰と共有なのか分からないのと、どこに住んでいるのかも分からないので、例えば農地を守ろうというパンフレットを配ろうとしても、どこに置いてきていいか分からない。メインとなるところは多分配っているだろうから、しょうがないから配るのをやめて、一応報告書だけは出しましたという形にしたんです。そういうのが1つと、もう1件、地図には載っているんですけれども、農地パトロールのリストの中に入っていないという物件が今回あったので、それも一応見てきたんですけれども、そこもひどい状況なところがあったんです。事務局をお願いなんですけれども、その辺をもうちょっと見直しをして、整備して、リストに載せていかないと見過ごしてしまうようなところが出てきてしまうんじゃないかということで、それはちょっと見直していただきたいなということを感じましたので、よろしくをお願いします。

以上です。

佐藤（治）委員 私は9月の秋の交通安全のころにパトロールを始めまして、去年は祖師谷の方だと分からない農地が何件もあったし、農地は分かってても自宅が分からないというのがあったんですけれども、今年は2回目ですから、スムーズに全部回ることができました。今日渡したメモに書いたんですけれども、9月のころは雑草が生えていて、その後、

きれいになっていた畑もありますけれども、1件、2件、かなり問題かなというところもあります。先程の上野委員の話を聞いて、納税猶予を受けていますから、ちょっと心配になっちゃいましたので、私はそのときには、ベルを押したんですけれども、会えなかったんです。だから、区の品評会、あるいは、うちの方の品評会でも終わったら、またその1件、2件に行って、会って、よく伝えてみようかなと思いました。お話を聞いて、ちょっとびっくりしました。そんなところです。

以上です。

宍戸会長職務代理者 皆様、ありがとうございます。

皆様から農地パトロールについての感想等を報告していただきました。ご質問等がございましたらお願いいたします。

山崎(節)委員 多くの方々が真面目に営農されているということなんですが、ごく一部の方々がなかなか営農に熱心でないという状況の報告があります。これを今後どうするのかという問題は大きな問題なんでしょうけれども、幸いにして新しい法律ができた訳です。貸すことができる、あるいは一般の方々の貸し農園を営農できる、こういう選択肢がいろいろ広まったということはまだ十分認知していないのではないかと思います。これから、そういうことを十分PRしながら、農家の方々に多様な選択肢を選んでいただいて、少しでも農地をあけることのないようなことをしていかなければいけないんじゃないかなと思います。ぜひ新しい法律、営農の方法が多様化したということをもう少しPRしていかなくてもいけないんじゃないかなと思っております。

宍戸会長職務代理者 良い意見をいただきました。

ほかにご質問等がございましたら。もしご質問がなければ、この件に対しましては終了とさせていただきます。

佐藤(満)委員 圃場の賃貸というか貸し借りというんですか、始まったときに、行政はもちろんその中に絡んでもらってということはあると思うんですけれども、例えば民間の企業がそこに介入していく場合に、ある程度、企業の内容というか業種というか、そういうのが絞られているというか、どんなのでもいいよというのではなくて、要するに、変な話けれども、土地というものがあって、そこを基盤としている営業、なりわいを行っているような企業に限るとか、そういうのはあるんですか。

事務局 本日、この総会が終わった後、引き続き、今話した都市農地貸借円滑化に関する法律についての勉強会をさせていただきます。この後の勉強会のときに詳しくお話しさ

せていただければと思いますけれども、生産緑地の貸し借りが可能になりましたといったところで、貸す方法として2つあります。まず1つ目が、借りる側の人があるまま営農するというやり方で、もう1つが、借りる側が区民農園としていただくやり方、大きく2つに分かれます。その1つ目の、要は借りる側がご本人様で営農しますというやり方の部分については、基本的に、農業者はもちろんのことなんですけれども、民間の事業者であっても全然構いません。ただ、借りる側としても、何でもいいよということではなくて、幾つかの基準があります。その部分については後程、勉強会の方でお示ししたいと思っていますので、ご承知いただければと思います。なお、それとは別に、借りる側、民間事業者等が借りて区民農園としていただくことも可能でございますので、そういう部分についても含めて後程、勉強会でお示しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

簡単な説明になりましたけれども、後程詳しく説明させていただけたらと思います。

穴戸会長職務代理者 では、この件は終了させていただきます。本当にご苦労さまでございました。

続きまして、報告事項の(2)から(6)について事務局から報告をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.5をお開きいただければと思います。まず、ふれあい農園が何種類がございます。その部分のご案内でございます。

まず表面、ふれあい農園「みかん狩り」の開催についてのご案内でございます。今回のみかん狩りにつきましては、桜丘にあります棚網圃場ほか6園にて開催されます。開園日時、料金、販売方法、問い合わせ先等についてはご覧いただければと思います。なお、周知方法につきましては、11月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページのご案内しますので、ご承知いただければと思います。

続きまして、裏面をご覧いただければと思います。ふれあい農園「家族で楽しむ花の寄せ植えづくり」の開催についてのご案内でございます。今回につきましては、中町にあります世田谷ファームにて開催されます。開催日時、参加費、申し込み方法についてはご覧のとおりでございます。なお、周知方法につきましては、今ご案内したものと同様に、11月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページのご案内しますので、ご承知いただければと思います。

続きまして、今度はふれあい農園「大根の引っこ抜き」の開催についてのご案内でございます。今回につきましては、用賀1丁目にあります高橋農園にて開催されます。開催日

時、料金、申し込み方法につきましては記載のとおりでございます。なお、周知方法につきましては、11月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページでご案内させていただきます。

最後になりますが、ふれあい農園「冬野菜の収穫」の開催についてのご案内でございます。今回につきましては、中町2丁目にあります鈴木農園にて開催されます。開催日時、料金、申し込み方法についてはご覧のとおり、周知方法につきましては、11月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページでご案内しますので、ご承知いただければと思います。

続きまして、資料No.6に移らせていただきます。カラーのパンフレットになります。今年も開催されます第127回世田谷の花展覧会及び第48回世田谷区農業祭のご案内でございます。こちらにつきましては、例年11月の第2週に開催されるといったところで、花展覧会につきましては11月9日金曜日から11日日曜日まで、また農業祭につきましては11月10日土曜日から11日日曜日まで、池尻にあります世田谷公園に開催されます。

なお、裏面をご覧くださいと思います。主な催し物としましては、11月10日になりますが、例年どおり、花の品評展示会（一般観覧）を開催させていただきます。また、毎年同じく開催させていただいております野菜宝船の展示をさせていただきます。また、11日におきましては、今ご案内しました花展覧会の展示品の即売を行います。また、チャリティー園芸せり市もあわせて行います。また、あわせてご紹介した野菜・果実の展示即売の方も行います。宝船のチャリティー販売も行いますので、ぜひお時間ある方につきましては、11月10日、11日に世田谷公園にお越しいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、右下の方になります世田谷区農業祭の分会場をあわせて簡単にご紹介させていただきます。

まず、11月15日木曜日におきましては、JA東京中央の千歳地区管内ということで、JA東京中央千歳支店にて、農業祭分会場ということで開催されます。続きまして、11月17日土曜日におきましては、JA東京中央の砧地区管轄になりますけれども、JA東京中央砧支店及び喜多見駅前南口広場にて開催されます。あわせてJA世田谷目黒の管轄になりますけれども、同じく17日にJA世田谷目黒本店にて農産物即売市が開催されますので、お時間ある方につきましては、こちらをあわせてご覧いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、今度は資料No.7に移らせていただきます。「平成30年度 J A 世田谷目黒・目黒区・世田谷区による農地保全協働事業 都市農業トークライブ」のご案内でございます。

まず、事業の目的としましては、今申し上げた目黒区、世田谷区及び両区を地区とする J A 世田谷目黒において、毎年連携して両区民の都市農業の振興及び農地保全への理解を深めることを目的として、平成24年度から協働事業を実施しています。今年度は、題目を「畑の力」とし、10年後の都市農業と女性農業者をテーマに両区民に対し都市農地の保全への理解と関心を深めるため、PR イベントを開催します。

開催日時につきましては、11月23日の午前11時から午後2時半で、開催場所は三軒茶屋ふれあい広場で、うちの三軒茶屋分庁舎のすぐ近くでございますので、お時間のある方はぜひご覧いただければと思います。

毎年開催されるステージイベントにおきましては、都市農業トークライブで、J A 世田谷目黒、目黒区、世田谷区の代表3者によるトークライブが開催されます。あわせて10年後の目黒区・世田谷区の都市農業、女性農業者をテーマに、J A 世田谷目黒経営管理委員会会長の方、目黒区長、世田谷区長、目黒区、世田谷区の女性農業者の方おのこの1名ずつ、計5名でディスカッションを行います。また、イベントブースとして、即売コーナー、地場産の農産物の即売市を開催するほか、裏面にもございますけれども、宝船の参考展示・宝分けを行います。

周知方法に移らせていただきますが、世田谷区の広報紙に掲載すると同時に、チラシ、ポスター及びホームページに掲載しますので、お時間のある方はぜひご覧いただければと思います。また、後援につきましては、世田谷区農業委員会も行っていきますということをお知らせさせていただきます。詳しくはチラシの方もあわせてご覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、今度は資料No.8に移らせていただきます。食の農セミナーの開催のご案内でございます。こちらにおきましては、下の方にもございますとおり、東京都農業会議が中心になって行ってございまして、毎年12月のこの時期に食と農セミナーを開催しています。こちらは、東京の農業者と消費者が直接顔を合わせ、ともに学ぶセミナーです。例年、東京の農業者と話してみたいという消費者の方がたくさん参加しますので、本音で話してご自身の農業や地域の特色をアピールして下さいという目的のもと、開催されるものでございます。

開催日時につきましては、12月4日、午後2時から4時半で、地図の方にも記載がござ

いますけれども、中野サンプラザの13階にて開催されます。セミナーにつきましては14時からで、「食は『科学』で考える」という講演内容のもと、松永和紀さんからの講演いただきます。また、引き続き、交流会ということで、3時半から4時半までの間、少人数のグループに分かれ、農業者と消費者が自由なテーマで話し合う交流会を開きますので、ご案内させていただきます。参加対象者として、都内農業者はもちろんのこと、消費者及び農業委員の皆様ということでご紹介していますので、今回、開催のご案内をさせていただきました。申し込みいただける方につきましては、11月20日火曜日までに私ども農業委員会事務局までご連絡をいただければと思います。

もし出席を希望される方がいらっしゃいましたら、事務局までご連絡いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

佐藤（満）委員 関係ない話なのかもしれないんですけども、世田谷通りに東京農大がありますよね。あそこにも4回ぐらい食と農セミナーを実施するみたいなことがあって、それとこの方は全然関係ないんですか。

事務局 東京農業大学でも、こういう食と農セミナーを特化した形でイベントをやっているのかもしれませんが、今回ご案内するものとは違うのかなと思います。

よろしければご出席いただければと思いますので、ご案内させていただきます。

続きまして、今度は資料No.9に移らせていただきます。第12回都市農地保全自治体フォーラムの開催についてのご案内をさせていただきます。こちらにつきましても、毎年、この時期に同じような内容で開催されますけれども、別紙のチラシとあわせて一緒にご覧いただければと思います。

毎年、開催目的としましては、都市農地は、安全で新鮮な農産物の生産に加え、環境保全、防災、食育への寄与等多面的で重要な役割を持っているものの、残念ながら減少し続けているという状況でございます。そこで共通の課題を抱えた都内の基礎自治体が、連携し活動することにより、都市農業の振興に意を用いつつ、都市農地の保全と目指す取り組みの進展を図り、もって自治体全体の住民福祉の向上を図ることを目的として、都市農地保全推進自治体協議会を設立したところでございます。この協議会におきましては、設立当初から都市農地の保全を目指した制度改正等に係る国への要望活動や、住民へのPRとして都市農地保全自治体フォーラムを開催しています。今年で12回となるフォーラムにおきましては、都民に対し、都内で新鮮な農産物や加工品が作られていることを周知するとともに、都市農地が持つ多面的機能をPRし、都市農業の理解、都市農地の重要性を発信

することにより、貴重な緑として都市農地の保全につなげていくというところで開催するものでございます。

チラシと裏面にもございます。開催日におきましては11月20日、場所は、今回については立川市にて開催されます。式典は午後から開催され、会員自治体、ＪＡ東京中央会及び全国都市農業振興協議会の農業振興施策・農地保全のパネル展示、パンフレット等を配布するとともに、こちらの会場の目の前になりますけれども、立川市子ども未来センター前芝生広場におきましては、都内ＪＡの協力による都内産農産物や加工品の紹介と販売を行うということで、今回、世田谷区におきましてはＪＡ東京中央の方が出店予定で、ご協力いただくところでございます。

こちらの都市農地の保全自治体フォーラムにおきましても、農業委員さんの方にもぜひご案内させていただきたいということで、今回、ご紹介させていただくところでございます。

なお、こちらは11月20日に開催されますけれども、もし事前にご出席されたいという方につきましては、事務局までご連絡いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局の方から、報告事項の(2)から(6)については以上でございます。

穴戸会長職務代理者 この件につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

田中（光）委員 ふれあい農園で大根の引っこ抜きとありますが、これは雨天中止とあるんですけれども、もし中止になったら引き抜かれない大根はどうするんですか。

事務局 この時期にとれるものでございますけれども、もちろん、そのままにしておくということではなくて、農家さんの方でいろいろな形で出荷されるということが想定されるところでございます。

田中（光）委員 区では補償してくれないということね。

事務局 私どもの方で運営しているという訳ではなくて、農家さんの方がこういうことをやりますということでご案内差し上げているということですので、私どもの方で買い取りとか、そういうことは難しいかと存じます。よろしくお願いいたします。

穴戸会長職務代理者 ほかにご質問がなければ、この件は終了とさせていただきます。

続きまして、次第7のその他の事項に移ります。

事務局からご説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。お手元の資料No.10をご覧ください

だければと思います。都内農畜産物の放射性物質検査結果の報告でございます。こちらにつきましては、10月4日、裏面の10月18日及び次のページの10月25日の都内産の農畜産物の放射性物質検査の結果の報告をさせていただく中で、10月18日におきましては、世田谷区内の農家でのジャガイモについても今回取り扱っていますけれども、その部分も含めまして、放射性物質につきましては全て問題ないということで、ご報告いただいています。

事務局からは以上でございます。

穴戸会長職務代理者 この件につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

高橋(良)委員 もう全部いいのかなと思ったら、一番最後のシイタケがまだ5.7と出ているみたいなんですけれども、あとについては、もうそろそろいいんじゃないかなと思うところもあるんですけれども、これはとりあえずずっと経過を説明するという事になっているんですか。

事務局 都の計画に基づいて実施されています。東日本大震災のときから、東京都の方で安全性も含めて行っている中で、完全にこの話が落ちついたということではないという考え方の中から、続けるということになるかと思えます。ただ、今までは毎月だったと思うんです。頻度については、若干期間があいているというところはあるかと思えます。

穴戸会長職務代理者 ほかに質問がなければ、この件も終了させていただきます。

以上をもちまして、本日の予定案件は全て終了いたしました。

その他全般的な事項についてご意見がありましたら、発言をお願いいたします。

事務局 先程お話しさせていただいたとおり、若干休憩を挟みまして、引き続き都市農地貸借円滑化法に関する勉強会をさせていただきたい、と思っておりますので、よろしくお願いいたします。

穴戸会長職務代理者 では、意見も出ましたので、本日の農業委員会総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

では、筒井事務長から閉会の挨拶をよろしくお願いいたします。

(筒井事務長あいさつ)

午後4時35分閉会